

議第三号

徳島県政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十四年十二月十八日

提出者

杉本直樹
岡田理絵
岸本泰治
竹内資浩
川端正義
岡本富治
三木正亨
重清佳之
庄野昌彦
黒崎章

徳島県議会議長

榎本

孝殿

徳島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
徳島県政務調査費の交付に関する条例 平成十三年徳島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県政務活動費の交付に関する条例

第一条中 及び第十五項」を から第十六項まで」に改め、「議員」という。)の下に の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員」を加え、「政務調査費」を 政務活動費」に改める。

第二条を次のように改める。

政務活動費を充てることができ経費の範囲)

第二条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動 以下 政務活動」という。)に要する経費であつて別表に掲げるものに充てることができるものとする。

2 議長は、政務活動費について、前項に規定する経費に係る詳細な基準、各種の手続等に関する指針を別に定めるものとする。

3 議員は、政務活動費を第一項の規定及び前項の指針に従い使用しなければならない。
第七条を削る。

第六条 見出しを含む。)中 政務調査費」を 政務活動費」に改め、同条を第七条とする。

第五条 見出しを含む。)中 政務調査費」を 政務活動費」に改め、同条を第六条とする。

第四条中 政務調査費」を 政務活動費」に改め、同条を第五条とする。

第三条 見出しを含む。)中 政務調査費」を 政務活動費」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

政務活動費の交付対象)

第三条 政務活動費は、議員の職にある者に対し交付する。

第八条第一項中 政務調査費」を 政務活動費」に、 政務調査活動」を 政務活動」に改め、同条第三項中 政務調査費」を 政務活動費」に、 前条第一項の使途基準」を 第二条第一項の規定」に改める。

第九条の見出しを 「透明性の確保)」に改め、同条中 「政務調査費の適正な運用を期すため」を削り、 行う」の下に 等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努める」を加える。

第十条 見出しを含む。)及び第十二条中 政務調査費」を 政務活動費」に改める。
附則の次に次の別表を加える。

別表 政務活動に要する経費（第2条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務，地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査の委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会，講演会等（共同開催の場合を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。），講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動，住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 議員が行う各種会議，住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等の各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書，資料等の購入，利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

附則

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に改正前の徳島県政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

提案理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。